

「本校のいじめ防止の取組」について

1 いじめの定義（法第2条）

「いじめ」とは、「当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

【平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法第2条」より】

2 令和5年度の本校の「いじめの認知件数」について（令和5年11月末現在）

いじめは「覗き込まないと見えません」。軽微なものも含めて積極的に認知することによって、いじめの重篤化を防ぎます。従来の「けんか」や「お互い様」と捉えられていたような人間関係によるトラブルを含めて「いじめ」と捉え、早期に対応することが重要です。

令和5年度の本校のいじめの認知件数は、「減少傾向です」。

引き続き「いじめ見逃しゼロ」を目指し、いじめの早期発見・早期対応を行ってまいります。

3 本校の「いじめ防止の取組」について

本校では、学校いじめ防止基本方針（同じく本校ホームページに掲載）に則り、いじめに組織的に対応していきます。主に以下のことに取り組んでいます。

- ・年間2回のアンケート調査
- ・教員の自己評価及び校内研修
- ・いじめに関する授業の実施
- ・教員複数による対応
- ・学校いじめ対策委員会の設置

※その他の詳細は「学校いじめ防止基本方針」をご参照ください。

お子様のことで何か心配事や違和感がありましたら、ぜひ学校に相談してください。学校いじめ対策委員会で組織的に対応していきます。